

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：25501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26370082

研究課題名(和文) 18世紀ドイツ啓蒙におけるカント歴史哲学の知識社会学的研究

研究課題名(英文) A Study of Kant's Historical Philosophy During the Germanic Enlightenment of the 18th Century Using the Method of the Sociology of Knowledge

研究代表者

西田 雅弘(NISHIDA, Masahiro)

下関市立大学・経済学部・教授

研究者番号：10218167

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 800,000円

研究成果の概要(和文)：(1)カントと思想的な親密性のある「ベルリン水曜会」の啓蒙論議を手掛かりにして、「啓蒙の時代」における道徳性優位の社会的エートスを抽出した。

(2)カントの歴史哲学は「開化Kultivieren」「市民化Zivilisieren」「道徳化Moralisieren」という重層的構造をそなえている。とりわけ「市民化」に対して「道徳化」が優位に置かれるところに、「啓蒙の時代」の道徳性優位のエートスが顕在化している。

(3)法的な市民的体制としての諸国家は「連合」を目指しつつ、同時に人類は全体として道徳的な「世界市民社会」を目指す。この道徳的な世界市民主義の原理が「定言的命法」にほかならない。

研究成果の概要(英文)：(1) I extracted the social ethos of the priority given to morality during "the age of enlightenment" from investigating discussions regarding enlightenment conducted within "die Berliner Mittwochsgesellschaft". Kant was not a member of this society but identified with its thoughts.

(2) Kant's historical philosophy is structured into three levels: "Kultivieren", "Zivilisieren" and "Moralisieren". In particular, "Moralisieren" is given priority over "Zivilisieren". In this way, Kant actualizes the priority given to morality found in the ethos of the time.

(3) Kant argues that the republics as a legal system ought to aim not for "a world republic" but for "a league of republics". At the same time, all human beings ought to aim for "a world civil society" of morality. The principle of this moral cosmopolitanism is Kant's "categorical imperative".

研究分野：カント倫理学

キーワード：カント 世界市民主義 ドイツ啓蒙 知識社会学

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、カント世界市民主義における「世界市民法」や「世界市民」をキーワードにして、カントの平和論を現代の世界情勢に援用しようとする試みがなされている。たとえば、『法による平和 カントの平和理念と新たな世界秩序の問題』(1996年)は、1995年5月、フランクフルトのヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学において、『永遠平和のために』出版200年、第二次世界大戦終結50周年、国際連合憲章制定50周年を記念して開催された学術会議の論文集である。

1997年に出版された英語版の序章には、所収の論文は全体として、『永遠平和のために』の世界市民的理想が現代でも引き続き理論的実践的に妥当であると論じていると記されている。カントの『永遠平和のために』の基本テーマは「平和をもたらす法の効果」であり、しかも、平和な世界秩序を創出できるのは、平和を消極的過渡的に捉える古典的な「国際法」ではなくて、積極的に世界市民の権利を盛り込んだ「世界市民法」だけである。このように、論者たちはカントの世界市民的理想を現代的に再構築しようとしている。

また、この英語版の日本語訳の書評で、寺田俊郎は、この時期にカントの永遠平和論が盛んに論じられた理由について、単に出版200年を記念してのことだけではなく、「1990年代になって、冷戦終結後の新しい世界秩序が模索されるなかで、カントの世界市民という理念(コスモポリタリズム)がいっそう注目を集めるようになったからである」と述べている。

ところで、「世界市民主義」に関して特筆すべき文献の1つとして、古館喜代治『世界主義思想の研究』弘文堂、1972年、を挙げる事ができる。これは、19世紀のドイツ近代思潮、いわゆる浪漫主義における世界市民主義を念頭に置きながら、ヴィンデルバントやディルタイなどの哲学史、またその時代ごと

の著名な研究に依拠しつつ、古代ギリシア以来の歴史的発展をヘーゲルに至るまで跡づけた浩瀚の研究書である。もちろん「カントの世界市民法」への言及もあり、多数の文献を渉猟してカントの生涯や思想内容を叙述してはいるものの、残念ながら、カントの世界市民主義に関する叙述は必ずしも十分でないように見える。とりわけ、カント世界市民主義の道徳的様相についての叙述が欠落している。その原因は、この文献の著者にではなくて、カント研究の側から十分な研究成果が提供されていないことにある。

カント世界市民主義は、近年の現実的状況の中でいっそう注目を集めるようになっていながらもかかわらず、カント研究としての内在的な研究は、実際のところまだほとんど手つかずのままなのである。そのための糸口が、カント歴史哲学の知識社会学的研究である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現実的状況への適用はさておき、何よりもまず、道徳性優位のエートスを前提するカント市民社会論の全体像、つまり、道徳的な「世界市民社会論(世界市民主義)」を再構築して描出することである。

本研究では、古代ギリシア以来のヨーロッパの世界市民主義の歴史的系譜の線上にカントによって切り拓かれた新たな地平を明らかにする。その新たな地平とは「世界市民」としての「人間」の地平である。そのために、

カントの同時代に視座を定位して道徳性優位のエートスを明らかにし、そのエートスがカントの文献にどのように投影され、どのように叙述されているかを文献内在的に精査して検証する。

3. 研究の方法

(1) 知識社会学

徳永恂は「知識社会学」について次のよう

に述べている。個人的思想と社会的状況との間には、偶然的とは言えない密接な関連があるのではないか。ある思想家がいかに独創的に見えても、やはりその時代の価値理念から何らかの影響を受けているのではないか。こういう素朴な確信や常識に反省を加え、明確な意識にまで高めようとする学問的努力が「知識社会学」である。

知識社会学は、20世紀初頭、ドイツのシェーラーによって創始された。シェーラーによれば、宗教、形而上学、実証科学という「知識」のあり方は歴史的な発展段階ではなく、人間存在の本質にかかわる三種の精神的態度として常に現存するものである。また、「知識」と「存在」は、人間社会において媒介的過渡的なものを介して協働し、相互に影響し合うという点も留意されるべきである。

知識のあり方と社会的な状況との関連を念頭に置くこのような知識社会的なアプローチは、カント思想を時代のエートス、すなわち歴史的社会的な状況に関連づけようとする試みの可能性と妥当性を示唆している。

(2) ベルリン水曜会

カント同時代の「啓蒙」のエートスを解明するために、当時の秘密結社の1つである「ベルリン水曜会」に着目する。ベルリン水曜会は、ベルリンの卓越した政治家、法律家、神学者、教育家、医者たちが、フリードリヒ大王の「国民教育」の意向を可能な限り実践に移すために結集した結社だった。ベルリン水曜会およびその事実上の機関誌『ベルリン月報』は、フリードリヒ大王の晩年からフリードリヒ・ヴィルヘルム二世の治世に至る期間のドイツ知識人たちの様子を知ることのできる貴重な手掛かりである。ベルリン水曜会における啓蒙論議を通して、当時の道徳性優位のエートスの一端を明らかにすることができる。

「ベルリン水曜会」は、ドイツ法学やドイツ文学の研究で取り上げられることはあるものの、カント研究に導入した例はなく、カント研究にとって学術的意義は大きい。

4. 研究成果

(1) カントとベルリン水曜会

カント自身はベルリン水曜会の会員ではなかった。そもそもベルリン在住ではなく、また「秘密結社」に対して距離を置いているようにも見える。しかし、『ベルリン月報』への数多くの投稿や編者のピースターとの交流は、カントがベルリン水曜会と共通するものを持っていたことを如実に物語っている。カントも、フリードリヒ大王への共感と賛辞をベルリン水曜会の会員たちと共有していた。「言論の自由」や「信仰の自由」を主張しつつ、元首に対する臣民の「対抗暴力」を全否定して服従を要求し、フランス革命にも否定的だった。このようなカントの見解は、「フリードリヒの世紀」というプロイセンのエートスに根ざしている。

ベルリン水曜会の会員たちは、「出版の自由」を容認してもよい「知識身分」と「検閲」を必要とする「大衆」、すなわち「啓蒙されたエリート」と「後見人を必要とするその他の者たち」という身分制階層社会を目の当たりにしていた。そしてカントも、同時代の知識人の一人として、そのような「封建エリートの啓蒙理解」を共有していた。『美と崇高の感情に関する観察』への覚書に記されたカントの告白、つまり「賤民」や「労働者」を軽蔑していた自分が人間を尊敬することを学んだのはルソーのお陰であるというあの告白は、この身分制階層社会の現実を前提としなければ成立し得ない。カントの背景にある人間理性の二局分化、つまり「開化された理性」と「普通の人間理性」の区別は、この社会的現実の根ざしている。「理性の公的使用」もこの現実理解の線上にある。

(2) 道徳性優位のエートスの析出

ベルリン水曜会の啓蒙論議には、「啓蒙」のエートスの一端が顕在化している。「啓蒙」の促進が課題であるとき、「政治的自由」による社会変革を目指さないとすれば、どのような方向性が想定されるのか。同じ階層社会を目の当たりにし、「啓蒙」という新たな時代の流れを共有しながら、ベルリン水曜会の啓蒙論議には、「出版の自由」や「真理の普及」に積極的な意見と、「検閲」や「先入見」を容認する慎重な意見の両論があった。

積極論者たちは、「知識身分」を念頭に置いて、「出版の自由」を個々人の信念に委ねても、「高潔な心情」や「市民的名誉」、人間関係における「慎重さ」などが自己規制として機能するので、「無制約な自由」に陥ることはない、と主張した。これに対して、慎重論者たちは、「大衆」を念頭に置いて、たとえそれが「先入見」であっても道徳的な動機として好都合なものは、それに代わる「新たな動機」が確立するまでは容認されるべきである、さもないとかえって「道徳的退廃」を引き起こすことになる、と主張した。

両者が念頭に置く対象は異なるものの、「知識身分」であれ「大衆」であれ、「動機」や「心情」などという内面性に目が向いている点で差異はない。一方で「すでに啓蒙された人」の道徳的心情に信頼を寄せつつ、他方で「啓蒙されていない人」に新たな道徳的動機が根づくことを期待している。いずれにせよ、焦点は「道徳性」である。「啓蒙とは何か」という社会的な問いは、結局、「道徳性」への問いに収斂していく。

君主制的体制を前提し、それゆえに社会変革に目が向かない状況では、宗教に起因する旧来の「先入見」に代わる新たな道徳的規範の確立こそが時代の急務だった。カントによる「道徳性」の形而上学的な基礎づけは、このような道徳性優位のエートスに由来する

社会的要請に応えたものだったのである。

(3) カントの歴史哲学

道徳性優位の「啓蒙」のエートスは、カントにおいて、人類の「道徳化」という歴史的使命として具現化する。つまり、人類全体の道徳的な「世界市民社会」の完成という課題である。そして、このような議論の前提になるのが「歴史哲学」である。

カントの歴史哲学は、世界市民的見地における人類全体の歴史叙述である。人類には、「技術的素質（熟練性）」「実用的素質（怜悯）」「道徳的素質（知恵）」という3つの素質があり、それらに対応して、個人的使命としての「開化 Kultivieren」、市民的使命としての「市民化 Zivilisieren」、世界市民的使命としての「道徳化 Moralieren」という3つの使命がある。これらの使命を実現することがカント歴史哲学の内実である。これらの使命は歴史哲学において同時並行的な重層的構造を形成している。

(4) 「市民化」と「道徳化」

歴史哲学におけるそれぞれの使命は、実現の進捗状況において格差がある。人間は、高度に「開化」されているものの、まだ半分しか「市民化」されておらず、全体としてほとんどまったく「道徳化」されていない。これがカントの理解である。

カントは、「開化」の使命に関して楽観的である。それは、現状の進捗のままに任せておけばよく、あえてエネルギーを傾注する必要はない。問題は「市民化」と「道徳化」である。「市民化」は「半分しか」、そして「道徳化」に関しては「ほとんどまったく」実現していない。カントは、イギリスやフランスの「市民化」に必ずしも全面的に共感しているわけではない。むしろベルリン水曜会の主要会員たちとともに、現状の君主制的体制に基づく「改革絶対主義」に共鳴している。ま

た、同時代の「市民社会」が「道徳性」とは無縁のものだという認識を持っている。このような状況の下で、「市民化」と「道徳化」のための有効な「模範」が示されなければならない。

手掛かりになるのは、「法的 = 市民的社会」と「倫理的 = 市民的社会」というカントの区分である。この区分に従って、「市民化」の使命を「法的市民社会論」として、「道徳化」の使命を「道徳的市民社会論」としてそれぞれ展開することができる。そして、これらの議論は、最終的に「世界市民社会論（世界市民主義）」へと収斂していく。

(5) 法的市民社会論

『永遠平和のために』（1795年）によれば、永遠平和のための確定条項として3つの法的体制がある。国家市民法による体制（市民法）、国際法による体制（万民法）、世界市民法による体制（世界市民法）である。このうち「市民化」にかかわる市民的状态の原理は「自由」「平等」「自立」である。

しかし、法的な議論は、「国内体制論」から「国際関係論」へ、そして「世界市民論」へと展開するにしたがって、内容が限定的になっている。「世界共和国」は「連合」へと後退し、「世界市民法」は「訪問の権利」に限定される。諸国家が「世界共和国」を望まないこともあるが、むしろ国際関係においてこそ、「人間本性の邪悪さ」があからさまになるとカントが見ているからである。それとともに、法的な議論の層とは別の道徳的な議論の層が顕在化している。要するに、人間の使命を実現するための議論は「市民化」だけで完結するのではなくて、人間の「道徳的素質」の完全な実現を目指す「道徳化」の使命の議論に結びついている。

(6) 道徳的市民社会論

人間には「善への根源的素質」がある。し

たがって、他人から離れて一人でいるときには、つましく、欲求を管理する心の状態も穏やかである。しかし、その同じ人間が人間たちの中に入ると、嫉妬、支配欲、所有欲などの敵対的な「情念」が生じる。人間社会には「悪への性癖」のきっかけがある。ただし、この「悪の原理」も、同一民族で形成される「国家」においては、「法的状態」の確立によって覆い隠され、「法的市民社会」を維持することができる。

ところが、国家を越えた国家相互の国際関係では、この「悪の原理」があからさまに立ち現れる。したがって、人間の素質を実現するためには、「悪の原理」に対抗する「善の原理」が不可欠である。「悪の原理」は人間の社会性に起因しているので、これに対抗する「善の原理」も社会性のレベルで考えられなければならない。すなわち「徳の旗」の下に人々が結集して「道徳性」を保持する社会を建設しなければならない。この社会が「道徳的市民社会」である。

国家を越えて人類全体に視野を広げるとき、社会的規範としての「道徳性」が問われる。カントの道徳性は、市民社会の完成にかかわる社会的規範としての道徳性である。この道徳性の概念を単なる内面性に矮小化したことは、ヘーゲルが後世に残した負の遺産である。

「法的市民社会」に根づきつつ、同時に「道徳的市民社会」が実現される人類全体の社会として、カントは道徳的な「世界市民社会」を構想している。「定言的命法」は、このような世界市民主義のための命法なのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計3件）

西田雅弘、カントの教育概念 歴史哲学の視角から、下関市立大学論集（下関市立大学創立60周年記念論文集）、査読無、第60巻第3号、2017年3月、pp.143-152、

<http://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/sc/file/1925/20170502162819/SC20060000311.pdf>

西田雅弘、カント晩年の筆禍事件 カント実践哲学の知識社会学的研究の手がかりとして、下関市立大学論集、査読無、第59巻第3号、2016年1月、pp.103-115、<http://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/sc/file/1894/20160330153934/SC20059000308.pdf>

西田雅弘、カント世界市民主義研究のための序論 「欲望の体系」と「幸福であるに値すること」、下関市立大学論集、査読無、第59巻第1号、2015年5月、pp.75-91、<http://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/sc/file/1878/20151125084159/SC20059000104.pdf>

〔学会発表〕（計3件）

西田雅弘、カントの教育概念 歴史哲学の視角から、日本カント協会第41回学会（福島大学）、2016年11月12日

西田雅弘、カント晩年の筆禍事件 カント実践哲学の知識社会的アプローチの手がかりとして、第67回広島哲学会大会（広島大学）、2016年11月5日

西田雅弘、「幸福追求」と「幸福であるに値すること」、日本カント協会第40回学会（清泉女子大学）、2015年11月14日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西田 雅弘 (NISHIDA, Masahiro)

下関市立大学・経済学部・教授

研究者番号：10218167